

環境衛生営業監視指導要領（案）

1 目的

この監視指導要領は、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の管轄する区域を除く。）における環境衛生営業（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業施設及び公衆浴場における営業をいう。）施設の立入検査時等の監視指導すべき項目（以下「監視項目」という。）を定め、その業務の円滑な遂行を図るとともに衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

2 監視指導の対象

(1) 対象者

- ア 環境衛生営業の営業者
- イ 次項各号の施設においてそれらの業務に従事する理容師、美容師、クリーニング師又は従業者

(2) 対象施設

- ア 理容所
- イ 美容所
- ウ クリーニング所
- エ 興行場
- オ 旅館業施設
- カ 公衆浴場

3 監視指導計画

各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター（以下「保健福祉事務所等」という。）は、所管域の実情に応じて、監視指導計画を策定するものとする。

4 監視指導項目

監視項目は、別紙のとおりとする。なお、※印の付された項目は、県が環境衛生営業施設の一層の衛生管理状況の向上を図るために営業者等が遵守すべき事項として示す項目であり、法令に基づく項目と合わせて指導するものとする。

5 監視指導の方法

監視指導は、別紙にて業種ごとに示されている監視項目が遵守されているかを確認するとともにその概要を記録することとする。

6 行政指導

監視結果に基づく行政指導は、次のとおり実施することとする。

監視により監視項目が遵守されていないことを確認した場合は、行政指導を行う趣旨及び内容を十分説明するとともに、事業者に対して速やかに改善を図るよう口頭指導する。必要に応じて指導票を交付し、後日改善状況を確認し、必要に応じて、改善結果について

の報告を文書で求めるものとする。

7 自主管理体制の推進

営業者に対する監視指導等を通して、営業者に社会的責任を自覚させ、自主管理体制の一層の啓発に努めるとともに、自主管理を推進するよう指導することとする。

8 監視指導結果の報告

監視指導の結果については、別に定める方法により生活衛生課長あて報告することとする。

理容所・美容所

1 施設及び設備**1.1 作業場、待合設備等**

- (1) 作業場の床及び腰板は、不浸透性材料を使用している。
- ※ (2) 作業面の照度は 300 lx 以上である。
- ※ (3) 作業場の炭酸ガス濃度が 1,000 ppm 以下に保たれている。
- (4) 居室、休憩室等から隔壁等で区画されている。
- (5) 待合設備を有している。
- (6) 理容所は 11.55 m² 以上、美容所は 13.2 m² 以上の面積である。

1.2 水回り

- (1) 洗い場は流水装置である。
- (2) 専ら洗髪の用に供する洗い場がある。
- (3) 洗い場は不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造である。
- (4) 排水が適正に処理されている。
- (5) 水道水等の清浄な水を使用している。

1.3 器具等

- (1) 消毒設備が設けられている。
- (2) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又は戸棚等が設けられている。
- (3) 器具類及び布片類は、十分な量を備えられている。

1.4 廃棄物容器

ふた付きの汚物箱及び毛髪箱等を備えている。

1.5 救急処置薬品

外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料が常備されている。

2 衛生等管理**2.1 施設設備**

- (1) 清潔に保たれている。
- (2) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- ※ (3) 作業場内に不要な物品を置いていない。
- ※ (4) みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れていない。
- ※ (5) 作業場内がねずみ及び昆虫が生息しない状態に保たれていること。
- ※ (6) 必要に応じてねずみ及び昆虫の駆除作業が行われていること。

2.2 従業者

- (1) 理・美容師の免許を受けた者のみが理・美容行為をしている。
- (2) 従業者が 2 人以上いる場合、管理理・美容師を配置している。
- (3) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用している。
- (4) 手指は常に清潔に保たれている。

2.3 器具類・布片類等

- (1) 皮膚に接する布片及び器具が清潔である。
- (2) 皮膚に接する布片は、客1人ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は、客1人ごとに消毒している。
- (3) かみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものの消毒が規定に基づく方法で行われている。
- (4) かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないものの消毒が規定に基づく方法で行われている。
- (5) 客用の被布及び洗髪器その他皮膚に接しない器具であっても客1人ごとに汚染されるものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にしている。
- (6) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用している。
- (7) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄している。

2.4 医薬部外品、化粧品、消毒液等

- (1) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えている。
- (2) 消毒液は適宜交換している。
- (3) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用している。

3 掲示

検査確認済証が所内の見易い場所に掲示されている。

4 法定の届出

- (1) 変更届が提出されている。
- (2) 承継届が提出されている。

クリーニング所（一般店）

1 施設及び設備

1.1 施設全体

- (1) 洗場の床は不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で、適当な勾配と排水口が設けられている。
- (2) 住居等と壁等で区画され、洗たく物の取扱数量に応じた適当な広さがある。
- (3) 採光及び換気が良い構造で、必要に応じて換気装置が設けられている。
- (4) 洗場の腰張りが、床面から1m以上の高さまで不浸透性材料で張られている。
- (5) 排水の放流設備は、公共下水道その他により完全に処理できるものである。

1.2 洗たく設備

洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えられている。

（ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。）

1.3 保管設備

- (1) 洗たくが終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗たく又は仕上げを終わったものを汚染しないよう、容器、戸棚等を区分している。
- (2) 洗たく物を集荷し、又は配達する場合の容器は、洗たく又は仕上げの終わったものと終わらないものとを区分できる構造であること。
- (3) 洗たくに使用する溶剤、薬品等の貯蔵容器は、漏出を防止できる構造であり、安全に格納できる施設等に保管している。

2 衛生等管理

2.1 施設・設備

- (1) 施設内及び業務用の車両が清潔に保たれている。
 - (2) 洗たく物がねずみ、昆虫等により汚染されないような措置が講じられている。
 - (3) 業務上必要な物以外の物が置かれていない。
 - (4) 食品を取り扱う施設内で業務が行われていない。
- ※ (5) 必要に応じてねずみ、昆虫等の駆除作業が行われている。
- ※ (6) みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れていない。

2.2 洗たく物

- (1) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分している。
- (2) 指定洗たく物は他の洗たく物と区分し、これを洗たくするときは、その前に消毒をしている。
- (3) 洗たくが終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗たく又は仕上げを終わったものを汚染しないような場所で行われている。
- (4) 洗たく又は仕上げを終わったものの整理及び保管は、戸棚等の設備を備えて行っている。
- (5) 洗たく物の仕上げの際に行う霧吹きは、噴霧器を使用して行っている。

2.3 有機溶剤

- (1) テトラクロロエチレン又は1、1、1—トリクロロエタンをドライクリーニングの溶剤として使用する場合は、排液及び廃棄物を適正に処理している。
- ※ (2) 有機溶剤の清浄化のために使用したフィルター等を廃棄する場合、専用のふた付容器に納め、適正に処理している。

2.4 従事者等

- (1) 1人以上のクリーニング師が置かれている。
- (2) クリーニング師は、定期的に研修を受講している。
(業務に従事した後1年以内、その後三年を超えない期間ごと)
- (3) 営業者は従事者に、次のとおり講習を受講させている。
 - ・営業開始の日から1年以内に、クリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者。
 - ・その後、3年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者。

3 利用者の保護

- (1) 洗たく物の受取及び引渡しをするときに、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等について説明するよう努めている。
- (2) 洗たく物の受取及び引渡しをするに際し、次の方法により、利用者に対し、苦情の申出先を明示している。
 - ・苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示し、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面の配布している。

4 掲示

- (1) クリーニング所のクリーニング師を代表する者1人の免許証を掲示している。
- (2) 檢査確認済証をクリーニング所内の見易い場所に掲示している。

5 法定の届出

- (1) 変更届が提出されている。
- (2) 承継届が提出されている。

クリーニング所（取次店）

1 施設及び設備

1.1 施設全体

- (1) 住居等と壁等で区画され、洗たく物の取扱数量に応じた適当な広さがある。
- (2) 採光及び換気が良い構造で、必要に応じて換気装置が設けられている。

1.2 保管設備

- (1) 洗たくが終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗たく又は仕上げを終わったものを汚染しないよう、容器、戸棚等を区分している。
- (2) 洗たく物を集荷し、又は配達する場合の容器は、洗たく又は仕上げの終わったものと終わらないものとを区分できる構造であること。

2 衛生等管理

2.1 施設・設備の管理

- (1) 施設内及び業務用の車両が清潔に保たれている。
 - (2) 洗たく物がねずみ、昆虫等により汚染されないような措置が講じられている。
 - (3) 業務上必要な物以外の物が置かれていない。
 - (4) 食品を取り扱う施設内で業務が行われていない。
- ※ (5) 必要に応じてねずみ、昆虫等の駆除作業が行われている。
- ※ (6) みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れていない。

2.2 洗たく物

- (1) 洗たく物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分している。
- (2) 指定洗たく物は他の洗たく物と区分している。
- (3) 洗たくが終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗たく又は仕上げを終わったものを汚染しないような場所で行われている。
- (4) 洗たく又は仕上げを終わったものの整理及び保管は、戸棚等の設備を備えて行っている。

2.3 従事者の管理

営業者は従事者に、次のとおり講習を受講させている。

- ・営業開始の日から1年以内に、クリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者。
- ・その後、3年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者。

3 利用者の保護

- (1) 洗たく物の受取及び引渡しをするときに、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等について説明するよう努めている。
- (2) 洗たく物の受取及び引渡しをするに際に、次の方法により、利用者に対し、苦情の申出先を明示している。
 - ・苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示し、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面の配布している。

4 掲示

検査確認済証を所内の見易い場所に掲示している。

5 法定の届出

- (1) 変更届が提出されている。
- (2) 承継届が提出されている。

興行場

1 施設及び設備

1.1 設置場所

周囲に不浸透性材料による排水溝が設けられ、その他の公衆衛生上必要な措置が講じられている。

1.2 施設全般

- (1) 窓、給気口、排気口その他外壁の開口部には、金網その他ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を有している。
- (2) 床が地盤面から 45 cm 未満の場合は、床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われている。
- (3) 客席は、食堂、便所及び売店と隔壁等により区画されている。

1.3 空気環境設備

- (1) 機械換気設備又は空気調和設備を有している。
- (2) 客席に機械換気設備、空気調和設備が、別表 1 のとおり設けられている。
- (3) 換気能力は、客席の床面積 1 m²当たり毎時 60 m³以上である。

1.4 照明設備

場内その他特に定める所は、別表 2 のとおり照度機能を有する照明設備が設けられている。

1.5 便所

- (1) 便所が、興行場内にある。

〔ただし、興行場が当該興行場以外の用途に主として供する建築物の中に設置された小規模なものである場合において、当該興行場に近接した場所に適当な規模の便所が設置されているときは、この限りでない。〕

- (2) 各階に便所がある。

〔ただし、階段の踊り場に近接した場所等に設置する場合は、この限りでない。〕

- (3) 男性用及び女性用に区分されている。

- (4) 便所の出入口は、直接客席に開口しない構造である。

〔ただし、水洗便所であって、当該便所と客席との間に部屋を設けた場合は、この限りでない。〕

- (5) 床面及び床面から少なくとも 1 mまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃が容易に行える構造である。

- (6) 便器は、陶磁器製等の不浸透性材料で造られている。

- (7) 適当な数の清浄な水を供給できる流水式手洗い設備が設けられている。

- (8) 場内の各階における便所 ((2)ただし書きで認められている場合も含む) の便器の数が、別表 3 の設置基準を満たし、かつ男性用便器の数は小便器 5 個以内ごとに大便器が 1 個設けられている。

1.6 喫煙所

- (1) たばこの煙が喫煙所内から喫煙所外に流出しないよう、壁、仕切り等による区画がある。
- (2) 喫煙所の出入口において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に 0.2 m毎秒以上の気流を生じさせる設備がある。
- (3) たばこの煙を屋外に排出することができる設備がある。

2 衛生等管理

2.1 施設全般

- (1) 入場者が利用する場所は、毎日清掃し、常に清潔に保たれている。
- (2) ねずみ、昆虫等の生息状況調査が、6月以内ごとに1回実施されている。
この調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の駆除を実施している。
調査及び駆除の実施記録が2年間保存されている。
- (3) 客席内の見やすい場所に温度計及び湿度計を設け、営業時間中常に快適な温度及び湿度が保たれている。

2.2 空気環境

- (1) 機械換気設備、空気調和設備の定期的な保守点検を実施している。
故障又は破損がある場合は、速やかに補修し、常に適正な機能が保持されるよう整備している。
- (2) 客席の空気環境が、常に別表4に掲げる基準に適合している。
- (3) 興行場内（喫煙所を設ける場合は、喫煙所以外の区域）において喫煙が禁止されている旨を入場者及び従業員に周知している。

2.3 照明

- (1) 照明設備の定期的な保守点検を実施している。
照度不足、故障等が生じた場合、速やかに取り替え、又は補修している。
- (2) 照度を定期的に測定している。

2.4 従事者

- (1) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させていない。
- (2) 従事者の衣服が、常に清潔に保たれている。

3 入場者の事故等対応措置

- (1) 場内を著しく不潔にする等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為を制止している。
- (2) 入場者の事故の発生に備え、救急医薬品等を適切に配備している。
- (3) 医療機関と迅速かつ適切に対応できる体制を確立している。
- ※ (4) 定員を超えて入場させていない。

4 法定の届出

- (1) 変更届が提出されている。
- (2) 承継届が提出されている。

（別表1：換気設備等設置区分）

装置の種類	客席の条件 150 m ² 以下のもの	150 m ² を超え 400 m ² 以下のもの		客席の床面積が 400 m ² を超える もの及び客席が 地下にあるもの
		新鮮空気が十分供給 できる施設	左記 以外	
空気調和設備	○	○	○	○
給気用送風機と排気用送風機との併用（第1種）	○	○	○	○
給気用送風機と容易に排気できる自然排気口との併用（第2種）	○	○	○	
排気用送風機と自然給気口との併用（第3種）	○	○		

(別表2：照度基準)

利用基準	照度
客席、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所	床面で 150 lx 以上
出入口、売店、入場券売場	床面から 85 cm の高さで 300 lx 以上
上演（映）中の客席	床面で 0.2 lx 以上

(別表3：便器設置区分)

客席の床面積	客席の床面積に対する便器数の割合
300 m ² 以下	15 m ² ごとに 1 個
300 m ² を超える 600 m ² 以下	20 個 + (床面積 - 300 m ²) につき 20 m ² ごとに 1 個
600 m ² を超える 900 m ² 以下	35 個 + (床面積 - 600 m ²) につき 30 m ² ごとに 1 個
900 m ² を超える場合	45 個 + (床面積 - 900 m ²) につき 60 m ² ごとに 1 個

(別表4：客席の空気環境基準)

項目	基準値	適用範囲	
		機械換気設備	空気調和設備
炭酸ガス（二酸化炭素）含有率	1500 ppm 以下	○	○
浮遊粉じん量	0.2 mg/m ³ 以下	○	○
空中落下細菌数	30 個 / 5 分以内	○	○
温度 （冷房の場合外気との温度差 7 °C 以内）	17~28 °C		○
相対湿度	30~80 %		○
気流	0.5 m/秒以下		○

旅館（旅館・ホテル営業）

別表第1（条例第3条）、別表第2（条例第5条）

1 施設及び設備

1.1 施設全体

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有している。
- (2) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示され、又は備え付けられていない。
- (3) 善良の風俗が害されるような広告物が掲示されていない。
- (4) 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造である。
- (5) 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでない。
- (6) 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備である。
- (7) 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び許可番号並びに、旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合は、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識が設けられている。

1.2 客室等

- (1) 床面積が 7 m²以上である。（寝台がある場合は 9 m²以上）
- (2) 客室の定員が 3.3 m²につき 1 人となっている。
 - ・寝台を置く客室は 4 m²につき 1 人。
 - ・省令第5条第1項に掲げる施設（季節営業施設）は 1.65 m²につき 1 人。
- (3) 採光及び換気に必要な開口部が、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備である。
- (4) 地下又は屋根裏にある場合、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有している。
- (5) 客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造である。
- (6) 客室に、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備を有している。

1.3 玄関帳場・フロント

玄関帳場又はフロントは次の要件を満たしている。

- ・玄関を容易に見通すことができる
- ・宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備である。
 - ・その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備並びに宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合は、この限りでない。

1.4 洗面設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有している。
- (2) 流水受槽式の洗面設備が設けられている。

1.5 便所

- (1) 適当な数の便所を有している。

- (2) 調理室と接続して設けられていない。
- (3) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有している。
- (4) 流水式手洗設備が設けられている。
- (5) 共同便所が、施設内に便所を設けていない客室がある場合は、当該施設内に1以上設けられている。

〔この場合において、便所を設けていない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）は、その階に便所が設けられていなければならない。〕

1.6 入浴設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備が備えられている。
〔近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く。〕
- (2) 浴室が、外部から見通すことのできない構造である。
- (3) 浴室の床及び腰張りが、耐水性材料で作られている。
- (4) 浴室と脱衣所が別に設けられている。
- (5) 浴室に、水又は湯を供給できる設備がある。
- (6) 浴室は、汚水が停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備である。

1.7 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.8 原湯・原水注入口

- ☆ 原湯又は原水の注入口が、循環させるための配管等に接続されておらず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造である。

1.9 循環ろ過系統

- ☆ (1) 1時間当たりのろ過能力が、浴槽の容量以上である。
- ☆ (2) ろ材が、十分な逆洗浄を行える構造である。
- ☆ (3) 浴槽水がろ過器に入る前の位置に、集毛器を設けられている。
- ☆ (4) 循環している浴槽水を補給する設備が、浴槽の底部に近い部分に設けられている。
- ☆ (5) 浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に、塩素系薬剤等の注入口又は投入口が設けられている。
- ☆ (6) ろ過器等が、完全に排水できる構造である。

1.10 その他の入浴設備

- ☆ (1) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造ではない。
- ☆ (2) (1)により難い場合、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けている。
- ☆ (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではない。
- (4) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (5) 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。
- (6) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造である。

1.11 ホール等

設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備が備えられている。

2 衛生等管理

2.1 施設全体

- (1) 施設の内外を定期的に清掃している。
- (2) 施設で生じたごみその他の廃棄物を、適切な方法により処理している。

2.2 玄関帳場・フロント

宿泊しようとする者と面接すること。

〔ビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う場合は、
この限りでない。〕

2.3 客室

- (1) 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄及び殺菌したものを置いている。
- (2) 寝具類は、常に清潔にし、敷布、掛け襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えている。

2.4 洗面用水

洗面用水は、飲用に適する水を使用している。

2.5 便所

便所は毎日清掃し、清潔が保たれている。

2.6 浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、水質基準に適合するよう水質を管理している。
- ☆ (2) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにしている。
- ☆ (3) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給している。
- ☆ (4) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

- (1) 浴槽水は、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。
☆・浴槽水：1年に1回以上
 - ・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて
- ☆ (2) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
- ☆ (3) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用している。
- ☆ (4) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1L中0.4mg以上である。
- ☆ (5) 次のア～ウのいずれかに該当するため、(3)及び(4)により難く、他の適切な衛生措置を行って

いる。

- ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
- ウ 他の消毒方法を使用する場合

3.2 循環ろ過系統等

- ☆ (1) 1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法でろ過器の洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行っている。
- ☆ (2) 1週間に1回以上、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管の内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去している。
- ☆ (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行っている。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度が湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保たれている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。
- (3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- (1) ロ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。
- ☆ (2) 消毒装置の維持管理を適切に行っている。
- (3) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- ☆ (4) 気泡発生装置等の清掃及び消毒を定期的に行っている。
- ☆ (5) 気泡発生装置等のある浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講じている。
- (6) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。
- ☆ (7) オーバーフロー水又はオーバーフロー回収槽の水を浴用に供していない。
- ☆ (8) (7)により難い場合、オーバーフロー水を回収する配管及びオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行い、オーバーフロー回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒している。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して3年間保管している。

4 宿泊者名簿

- (1) 宿泊者名簿を備え、その作成の日から3年間保存している。
- (2) 宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所、連絡先、到着年月日、出発年月日、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載している。

5 研修

特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めている。

6 法定の申請・届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の承認申請が行われている。
- (2) 変更届が提出されている。

* 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、☆の項目を適用しない。

原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

事項	基準	方法
1 色度	5度以下	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
4 有機物（全有機炭素の量）。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量） ：3 mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 ：10 mg/L 以下	有機物（全有機炭素の量） ：全有機炭素計測定法 過マンgan酸カリウム消費量 ：滴定法
5 大腸菌	検出されない	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	検出されない（10 cfu/100 ml 未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

浴槽水の水質基準

事項	基準	方法
1 濁度	5度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物（全有機炭素の量）。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンgan酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量） ：8 mg/L 以下 過マンgan酸カリウム消費量 ：25 mg/L 以下	有機物（全有機炭素の量） ：全有機炭素計測定法 過マンgan酸カリウム消費量 ：滴定法
3 大腸菌	1個/ml 以下	特定酵素基質培地法
4 レジオネラ属菌	検出されない（10 cfu/100 ml 未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

旅館（簡易宿所営業）

別表第1（条例第3条）、別表第3（条例第6条）

1 施設及び設備

1.1 施設全体

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有している。
- (2) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示され、又は備え付けられていない。
- (3) 善良の風俗が害されるような広告物が掲示されていない。
- (4) 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造である。
- (5) 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでない。
- (6) 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備である。
- (7) 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び許可番号並びに、旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合は、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識が設けられている。

1.2 客室

- (1) 客室の延床面積は、33 m²以上である。
〔宿泊者の数を十人未満とする場合、3,3 m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積。〕
- (2) 階層式寝台を有する場合、上段と下段の間隔が、概ね1 m以上である。
- (3) 定員が1.65 m²につき1人となっている。
〔階層式のものにあっては、各階の有効面積を基礎として算出している。〕
- (4) 採光及び換気に必要な開口部が、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備である。
- (5) 地下又は屋根裏に設ける場合、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有している。

1.3 玄関帳場・フロント

玄関帳場又はフロントは次の要件を満たしている。

- ・玄関を容易に見通すことができる。
- ・宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備である。

〔事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備並びに宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合は、この限りでない。〕

1.4 洗面設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有している。
- (2) 流水受槽式の洗面設備が設けられている。

1.5 便所

- (1) 適当な数の便所を有している。
- (2) 調理室と接続して設けられていない。
- (3) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有している。
- (4) 流水式手洗設備が設けられている。
- (5) 共同便所が、施設内に便所を設けていない客室がある場合は、当該施設内に1以上設けられている。

この場合において、便所を設けていない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）は、その階に便所が設けられていなければならない。

1.6 入浴設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備が備えられている。
〔近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く。〕
- (2) 浴室が、外部から見通すことのできない構造である。
- (3) 浴室の床及び腰張りが、耐水性材料で作られている。
- (4) 浴室と脱衣所が別に設けられている。
- (5) 浴室に、水又は湯を供給できる設備がある。
- (6) 浴室は、汚水が停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備である。

1.7 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.8 原湯・原水注入口

- ☆ 原湯又は原水の注入口が、循環させるための配管等に接続されておらず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造である。

1.9 循環ろ過系統

- ☆ (1) 1時間当たりのろ過能力が、浴槽の容量以上である。
- ☆ (2) ロ材が、十分な逆洗浄を行える構造である。
- ☆ (3) 浴槽水がろ過器に入る前の位置に、集毛器を設けられている。
- ☆ (4) 循環している浴槽水を補給する設備が、浴槽の底部に近い部分に設けられている。
- ☆ (5) 浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に、塩素系薬剤等の注入口又は投入口が設けられている。
- ☆ (6) ろ過器等が、完全に排水できる構造である。

1.10 その他の設備

- ☆ (1) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造ではない。
- ☆ (2) (1)により難い場合、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けている。
- ☆ (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではない。
- (4) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (5) 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。
- (6) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造である。

2 衛生等管理

2.1 施設全体

- (1) 施設の内外を定期的に清掃している。
- (2) 施設で生じたごみその他の廃棄物を、適切な方法により処理している。

2.2 玄関帳場・フロント

宿泊しようとする者と面接すること。

〔ビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う場合は、
この限りでない。〕

2.3 客室

- (1) 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄及び殺菌したものを見ている。
- (2) 寝具類は、常に清潔にし、敷布、掛け襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えている。

2.4 洗面用水

洗面用水は、飲用に適する水を使用している。

2.5 便所

便所は毎日清掃し、清潔が保たれている。

2.6 浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、水質基準に適合するよう水質を管理している。
- ☆ (2) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにしている。
- ☆ (3) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給している。
- ☆ (4) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

- (1) 浴槽水は水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。
☆・浴槽水：1年に1回以上
　・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて
- ☆ (2) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
- ☆ (3) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用している。
- ☆ (4) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1L中0.4mg以上である。
- ☆ (5) 次のア～ウのいずれかに該当するため、(3)及び(4)により難く、他の適切な衛生措置を行っている。
　ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合
　イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
　ウ 他の消毒方法を使用する場合

3.2 循環ろ過系統等

- ☆ (1) 1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法でろ過器の洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行っている。
- ☆ (2) 1週間に1回以上、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管の内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去している。
- ☆ (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行っている。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度が湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏 60 度（最大使用時にあっては摂氏 55 度）以上に保たれている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。
- (3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- (1) ろ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。
- ☆ (2) 消毒装置の維持管理を適切に行っている。
- (3) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- ☆ (4) 気泡発生装置等の清掃及び消毒を定期的に行っている。
- ☆ (5) 気泡発生装置等のある浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講じている。
- (6) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。
- ☆ (7) オーバーフロー水又はオーバーフロー回収槽の水を浴用に供していない。
- ☆ (8) (7)により難い場合、オーバーフロー水を回収する配管及びオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行い、オーバーフロー回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒している。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して 3 年間保管している。

4 宿泊者名簿

- (1) 宿泊者名簿を備え、その作成の日から 3 年間保存している。
- (2) 宿泊者名簿には宿泊者の氏名、住所、連絡先、到着年月日、転出年月日、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載している。

5 研修

特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めている。

6 法定の申請・届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の承認申請が行われている。
 - (2) 変更届が提出されている。
- * 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、☆の項目を適用しない。
- * 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準並びに浴槽水の水質基準は旅館・ホテル営業に同じ

旅館（下宿営業）

別表第1（条例第3条）、別表第4（条例第7条）

1 施設及び設備

1.1 施設全体

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有している。
- (2) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示され、又は備え付けられていない。
- (3) 善良の風俗が害されるような広告物が掲示されていない。
- (4) 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造である。
- (5) 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備である。
- (6) 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び許可番号並びに、旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合は、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識が設けられている。

1.2 客室

- (1) 定員が、 3.30 m^2 につき1人である。
- (2) 採光及び換気に必要な開口部が、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備である。
- (3) 地下又は屋根裏に設ける場合、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有している。
- (4) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造である。
- (5) 客室に、客の衣類等を入れられる戸棚、押し入れ等が設けられ、客の所持品を安全に保管することができるかぎの掛かる構造設備を有している。

1.3 帳場

客に応接し、又は客に対し宿泊者名簿に記入させることが可能のこと。

事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備並びに宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合は、この限りでない。

1.4 洗面設備

- (1) 適当な規模の洗面設備を有している。
- (2) 流水受槽式の洗面設備が設けられている。

1.5 便所

- (1) 適当な数の便所を有している。
- (2) 調理室と接続して設けられていない。
- (3) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有している。
- (4) 流水式手洗設備が設けられている。

1.6 入浴設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備が備えられている。
〔近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く。〕
- (2) 浴室が、外部から見通すことのできない構造である。

- (3) 浴室の床及び腰張りが、耐水性材料で作られている。
- (4) 浴室と脱衣所が別に設けられている。
- (5) 浴室に、水又は湯を供給できる設備がある。
- (6) 浴室は、汚水が停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備である。

1.7 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏 60 度（最大使用時にあっては摂氏 55 度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.8 原湯・原水注入口

☆ 原湯又は原水の注入口が、循環させるための配管等に接続されておらず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造である。

1.9 循環ろ過系統

- ☆ (1) 1 時間当たりのろ過能力が、浴槽の容量以上である。
- ☆ (2) ろ材が、十分な逆洗浄を行える構造である。
- ☆ (3) 浴槽水がろ過器に入る前の位置に、集毛器を設けられている。
- ☆ (4) 循環している浴槽水を補給する設備が、浴槽の底部に近い部分に設けられている。
- ☆ (5) 浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に、塩素系薬剤等の注入口又は投入口が設けられている。
- ☆ (6) ろ過器等が、完全に排水できる構造である。

1.10 その他の設備

- ☆ (1) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造ではない。
- ☆ (2) (1)により難い場合、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けている。
- ☆ (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではない。
- (4) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (5) 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。
- (6) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造である。

2 衛生等管理

2.1 施設全体

- (1) 施設の内外を定期的に清掃している。
- (2) 施設で生じたごみその他の廃棄物を、適切な方法により処理している。

2.2 帳場

宿泊しようとする者と面接すること。

〔ビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う場合は、
この限りでない。〕

2.3 客室

- (1) 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄及び殺菌したものを探している。

- (2) 寝具類は、常に清潔にし、敷布、掛け襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えている。

2.4 洗面用水

洗面用水は、飲用に適する水を使用している。

2.5 便所

便所は毎日清掃し、清潔が保たれている。

2.6 浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、水質基準に適合するよう水質を管理している。

☆ (2) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにしている。

(3) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給している。

☆ (4) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

- (1) 浴槽水は水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。

☆・浴槽水：1年に1回以上

・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて

☆ (2) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。

ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。

☆ (3) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用している。

☆ (4) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1 L 中 0.4 mg 以上である。

☆ (5) 次のア～ウのいずれかに該当するため、(3)及び(4)により難く、他の適切な衛生措置を行っている。

ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合

イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合

ウ 他の消毒方法を使用する場合

3.2 循環ろ過系統等

☆ (1) 1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法でろ過器の洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行っている。

☆ (2) 1週間に1回以上、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管の内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去している。

☆ (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行っている。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度が、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏 60 度（最大使用時にあっては摂氏 55 度）以上に保たれている。

(2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。

(3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- (1) ろ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。
- ☆ (2) 消毒装置の維持管理を適切に行っている。
- (3) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- ☆ (4) 気泡発生装置等の清掃及び消毒を定期的に行っている。
- ☆ (5) 気泡発生装置等のある浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講じている。
- (6) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。
- ☆ (7) オーバーフロー水又はオーバーフロー回収槽の水を浴用に供していない。
- ☆ (8) (7)により難い場合、オーバーフロー水を回収する配管及びオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行い、オーバーフロー回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒している。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して3年間保管している。

4 宿泊者名簿

- (1) 宿泊者名簿を備え、その作成の日から3年間保存している。
- (2) 宿泊者名簿には宿泊者の氏名、住所、連絡先、下宿開始年月日、転出年月日、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載している。

5 研修

特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めている。

6 法定の届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の承認申請が行われている。
- (2) 変更届が提出されている。

- * 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、☆の項目を適用しない。
- * 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準並びに浴槽水の水質基準は旅館・ホテル営業に同じ

公衆浴場（一般・その他）

別表第1（条例第4条関係）

1 施設及び設備

1.1 脱衣室・浴室

- (1) 男女が区別され、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造である。
- (2) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備が設けられている。
- (3) 入浴者が利用する場所に、十分な換気能力のある設備が設けられ、かつ、これらの床面における照度は、30 lx以上である。
- (4) 浴室の床が耐水性材料であり、浴用に供した汚水が屋外の下水溝に完全に排出できる構造である。
- (5) 流し場に相当数の湯栓及び水栓が設けられている。
- (6) 浴槽が耐水性材料であり、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造である。
- (7) 浴槽内に温度計が備えられている。

1.2 便所

男女が区別され、かつ、流水式の手洗い設備が設けられている。

1.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.4 原湯・原水注入口

- ☆ 原湯又は原水の注入口が、循環させるための配管等に接続されておらず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造である。

1.5 循環ろ過系統

- ☆ (1) 1時間当たりのろ過能力が、浴槽の容量以上である。
- ☆ (2) ろ材が十分な逆洗浄を行えるものである。
- ☆ (3) 浴槽水がろ過器に入る前の位置に、集毛器を設けられている。
- ☆ (4) 循環している浴槽水を補給する設備が、浴槽の底部に近い部分に設けられている。
- ☆ (5) 塩素系薬剤等の注入口又は投入口が、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられている。
- ☆ (6) ろ過器等が、完全に排水できる構造である。

1.6 その他設備

- ☆ (1) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造ではない。
- ☆ (2) (1)により難い場合、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けている。
- ☆ (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではない。
- (4) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (5) 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。
- ☆ (6) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造である。

2 衛生等管理

2.1 脱衣室・浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、水質基準に適合するよう水質を管理している。
- ☆ (2) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにしている。
- (3) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給している。
- (4) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。
- (5) 毎日1回以上、脱衣室及び浴室の清掃をしている。

2.2 風紀

おおむね7歳以上の男女を混浴させていない。

| ただし、知事が利用形態等から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。|

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

- (1) 浴槽水は水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。
- ☆・浴槽水：1年に1回以上
- ・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて
- ☆ (2) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。ただし、ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
- ☆ (3) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用している。
- ☆ (4) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1L中0.4mg以上である。
- ☆ (5) 次のア～ウのいずれかに該当するため、(3)及び(4)により難く、他の適切な衛生措置を行っている。
- ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
- ウ 他の消毒方法を使用する場合

3.2 循環ろ過系統等

- ☆ (1) 1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法でろ過器の洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行っている。
- ☆ (2) 1週間に1回以上、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管の内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去している。
- ☆ (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行っている。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度が湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保たれている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。
- (3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- ☆ (1) ろ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。

- ☆ (2) 消毒装置の維持管理を適切に行っている。
- (3) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- ☆ (4) 気泡発生装置等の清掃及び消毒を定期的に行っている。
- ☆ (5) 気泡発生装置等のある浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講じている。
- (6) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。
- ☆ (7) オーバーフロー水又はオーバーフロー回収槽の水を浴用に供していない。
- ☆ (8) (1)により難い場合は、オーバーフロー水を回収する配管及びオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行い、オーバーフロー回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒している。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して3年間保管している。

4 法定の届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の届出が提出されている。
- (2) 変更届が提出されている。

* 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽であって、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合、☆の基準は適用しない。

原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

事項	基準	方法
1 色度	5度以下	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
4 有機物（全有機炭素の量）。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量） ：3 mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量 ：10 mg/L以下	有機物（全有機炭素の量） ：全有機炭素計測定法 過マンgan酸カリウム消費量 ：滴定法
5 大腸菌	検出されない	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	検出されない（10 cfu/100 ml未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

浴槽水の水質基準

事項	基準	方法
1 濁度	5 度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物（全有機炭素の量）。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量） ：8 mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 ：25 mg/L 以下	有機物（全有機炭素の量） ：全有機炭素計測定法 過マンgan酸カリウム消費量 ：滴定法
3 大腸菌	1 個/ml 以下	特定酵素基質培地法
4 レジオネラ属菌	検出されない (10 cfu/100 ml 未満)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

公衆浴場（個室付浴場）

別表第2（条例第4条関係）

1 施設及び設備

1.1 脱衣室・浴室

- (1) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備が設けられている。
- (2) 入浴者が利用する場所に十分な換気能力のある設備が設けられ、かつ、これらの床面における照度は、30 lx 以上である。
- (3) 浴室の床が耐水性材料であり、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造である。
- (4) 流し場に相当数の湯栓及び水栓が設けられている。
- (5) 浴槽が耐水性材料であり、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造である。
- (6) 浴槽内に温度計が備えられている。

1.2 便所

男女が区別され、かつ、流水式の手洗い設備が設けられている。

1.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏 60 度（最大使用時にあっては摂氏 55 度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.4 気泡発生装置

- (1) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (2) 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。

1.5 個室

- (1) 入口から個室の内部を全部見通すことができる構造である。
- (2) 出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料が用いられ、その扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及びかぎが設けられていない。
- (3) 個室内の照明の点滅装置は当該個室の外に設けられ、かつ、1 個の点滅装置で個室内全部の照明の点滅をすることができるものである。
- (4) 個室内に浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備が設けられている。
- (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所が設けられている。
- (6) 個室内に善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を備えたり掲げたりしていない。
- (7) 個室内にエアマット、スポンジマット等及びテレビ、冷蔵庫その他入浴に直接必要のない物品等を備えていない。

1.6 休憩室

適当な広さの従業員用休憩室があり、その休憩室には、従業員用かぎ付ロッカーがある。

2 衛生等管理

2.1 脱衣室・浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則に定める基準に適合するように水質の管理をしている。

- (2) 湯栓及び水栓に湯及び水を十分に補給している。
- (3) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。
- (4) 毎日1回以上、脱衣室及び浴室の清掃している。
- (5) 浴槽の湯を、重ねて浴用に供していない。

2.2 タオル類

入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えている。

2.3 風紀

- (1) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせていない。
- (2) 男女を混浴させていない。

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。

- ・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて

3.2 昇温循環系統

ろ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上を保っている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。
- (3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- (1) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- (2) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して3年間保管している。

4 法定の届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の届出が提出されている。
- (2) 変更届が提出されている。

* 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準並びに浴槽水の水質基準は一般・その他に同じ

公衆浴場（蒸気・熱気）

別表3（条例第4条）

1 施設及び設備

1.1 脱衣室・浴室

- (1) 男女が区別され、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造である。
- (2) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備が設けられている。
- (3) 入浴者が利用する場所に十分な換気能力のある設備を設けられ、かつ、これらの床面における照度は、30 lx以上である。
- (4) 浴室の床が耐水性材料であり、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出できる構造である。
- (5) 流し場に相当数の湯栓及び水栓が設けられている。
- (6) 浴槽が耐水性材料であり、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造である。
- (7) 浴槽内に温度計が備えられている。
- (8) 浴室に、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備が設けられている。
- (9) マッサージ台の周囲に、カーテン等見通しを遮るものがない。

1.2 便所

男女が区別され、かつ、流水式の手洗い設備が設けられている。

1.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置が設置されている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備が設けられている。
- (3) 完全に排水できる構造である。

1.4 原湯・原水注入口

☆ 原湯又は原水の注入口が、循環させるための配管等に接続されておらず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造である。

1.5 循環ろ過系統

- ☆ (1) 1時間当たりのろ過能力が、浴槽の容量以上である。
- ☆ (2) ろ材が十分な逆洗浄を行える構造である。
- ☆ (3) 浴槽水がろ過器に入る前の位置に、集毛器を設けられている。
- ☆ (4) 循環している浴槽水を補給する設備が、浴槽の底部に近い部分に設けられている。
- ☆ (5) 浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に、塩素系薬剤等の注入口又は投入口が設けられている。
- ☆ (6) ろ過器等が、完全に排水できる構造である。

1.6 その他設備

- ☆ (1) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造ではない。
- ☆ (2) (1)により難い場合、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けている。
- ☆ (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではない。
- (4) 気泡発生装置等が設置されている場合、連日使用している浴槽水を用いる構造ではない。
- (5) 気泡発生装置等が点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造である。
- ☆ (6) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造である。

2 衛生等管理

2.1 脱衣室・浴室

- (1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、水質基準に適合するよう水質を管理している。
- ☆ (2) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにしている。
- (3) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給している。
- (4) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示している。
- (5) 毎日1回以上、脱衣室及び浴室の清掃をしている。

2.2 風紀

- (1) おおむね7歳以上の男女を混浴させていない。
〔ただし、知事が利用形態等から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。〕
- (2) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせていない。

2.3 タオル類

入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類が、常に清潔に保たれ、入浴者1人ごとに取り替えられている。

3 レジオネラ対策

3.1 浴槽

- (1) 浴槽水は水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認している。
- ☆・浴槽水：1年に1回以上
　・原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて
- ☆ (2) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行っている。
- ☆ (3) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用している。
- ☆ (4) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1L中0.4mg以上である。
- ☆ (5) 次のア～ウのいずれかに該当するため、(3)及び(4)により難く、他の適切な衛生措置を行っている。
　ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合
　イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
　ウ 他の消毒方法を使用する場合

3.2 循環ろ過系統等

- ☆ (1) 1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法でろ過器の洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行っている。
- ☆ (2) 1週間に1回以上、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管の内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去している。
- ☆ (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行っている。

3.3 貯湯槽

- (1) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度が湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏 60 度（最大使用時にあつては摂氏 55 度）以上に保たれている。
- (2) (1)により難い場合、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒が行われている。
- (3) 定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行い、生物膜を除去している。

3.4 その他の設備

- (1) ろ過器を設けず加温等のため浴槽水を循環・貯留する設備及び配管を定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒している。
- ☆ (2) 消毒装置の維持管理を適切に行っている。
- (3) 浴槽と水位計をつなぐ配管は、定期的に適切な消毒方法により生物膜を除去している。
- ☆ (4) 気泡発生装置等の清掃及び消毒を定期的に行っている。
- ☆ (5) 気泡発生装置等のある浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講じている。
- (6) 定期的に調節箱の清掃及び消毒を行っている。
- ☆ (7) オーバーフロー水又はオーバーフロー回収槽の水を浴用に供していない。
- ☆ (8) (7)により難い場合は、オーバーフロー水を回収する配管及びオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行い、オーバーフロー回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒している。

3.5 自主管理

- (1) 衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うための手引書及び点検表を作成、従業者への周知を行っている。
- (2) 日常の衛生管理に係る責任者を定めている。
- (3) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録を、検査の日の翌日から起算して 3 年間保管している。

4 法定の届出

- (1) 事業譲渡、合併又は分割、相続の届出が提出されている。
- (2) 変更届が提出されている。

* 浴槽水を循環させることなく客 1 人ごとに換水する浴槽であって、知事が公衆衛生上支障がないと認め る場合、☆の基準は適用しない。

* 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準並びに浴槽水の水質基準は一般・その他に同じ